

公益社団法人 山梨県柔道整復師会

入会案内



山梨県柔道整復師会は公益団体として公益事業を通じ広く社会に貢献し、柔道整復師の国家資格を持つ方を対象にした専門業団体です

公益社団法人 山梨県柔道整復師会

〒400-0032 甲府市中央4-12-21 甲府法人会館1F

電話 055-232-5487 FAX 055-232-5482

入会のご案内

入会に際し、当会についてご説明・ご案内させていただきます。

公益社団法人山梨県柔道整復師会とは、山梨県内で唯一の「公益社団法人」として認可された柔道整復師で志を同じくする者の業務団体であります。

現在約100名の会員が所属し、本会は柔道整復師の学術・技能の研鑽及び柔道整復の普及向上を図り、県民の医療・保健・福祉の増進及び青少年の健全な育成（柔道）に寄与することを目的としています。

県内には多くの柔道整復師の皆様が個人で開業されたり、今後県内で開業を予定しておられる方々も沢山いらっしゃると思います。そうした多くの！柔道整復師の皆さん！公益社団法人山梨県柔道整復師会は長い歴史の上に築いてきた行政や保険者との信頼関係が社団会員の施術環境を安定させるだけでなく、情報提供、学術講習会開催による生涯学習、健康保険取り扱い指導、会員相互の親睦、経営相談、研究発表、ボランティア活動など幅広く活躍している信頼のある業務団体です。

会員一同で力を合せて社会的にも柔道整復師の地位向上のため努力していかなければならないところであります。どうか先生にもこのご入会を契機に、私共と一致団結して柔道整復術の普及発展のためにご協力頂きたいと思っております。

さらには今後生活習慣病対策への対応、また介護保険制度の地域支援事業への参入におきましても公益社団法人のネットワークの一員になる事により、個人では参入出来ない様々な取り組みも行っています。会員皆で力を合せて社会的に貢献できる柔道整復師の育成のため努力していかなければならないところであります。将来に向けての設計を確立するために、安心して施術に専念できる公益社団法人山梨県柔道整復師会へのご入会をされることをお奨めします。

入会するにあたり、以下の手続き及び書類・金額が必要となります。

入会手続き

会員種別：会員は基本的に（公社）山梨県柔道整復師会会員であると同時に公益社団法人日本柔道整復師会への会員登録を合わせてお願いしております。

2団体からの特典を受けることができますようになります。

1. 本会関係提出書類

- | | |
|------------|----|
| ・本会入会申込書 | 1部 |
| ・履歴書（市販用紙） | 1部 |

- ・写 真 (30×24mm) 3 枚
- ・柔道整復師免許証写 1 部
- ・施術所開設届

2. 日本柔道整復師会関係 (本会の上部団体です)

- ・入会申込書 1 部
- ・会員名簿 1 部
- ・日整協同組合加入申込書 1 部

3. 監督官庁関係

- ・柔道整復施術療養費の受領委任の取り扱いに係わる
届け出・確約書 1 部
- ・生活保護法による施術機関指定申請書 1 部
- ・柔道整復師の施術に係わる療養 (補償) 給付たる療養
の費用の受任者払の取り扱いに関する申出書 1 部
- ・確約書 1 部
- ・指定薬局・指名期間登録 (変更)
報告書 No.1 No.2 (労災) 1 部
- ・施術開設届 (写) 保健所発行書類 1 部
- ・施術所の平面図及び付近の見取り図 1 部
- ・会長委任口座番号 (山梨中央銀行柳町支店に会員の
個人名で開設) および会員委任口座番号 (会員の取引銀行)

4. 損害保険 (任意)

- ・柔道整復師賠償責任保険加入申込書
損保ジャパン 保険料 2, 5 0 0 円 ~ 1 9, 0 0 0 円

5. 入会金関係

- ・本会関係に必要な費用

入会金	1 0, 0 0 0 円
年会費	2 0, 0 0 0 円
- ・日整関係に必要な費用

入会金	1 0, 0 0 0 円
年会費	2 1, 0 0 0 円
- ・関東ブロック関係に必要な費用

年会費	2, 0 0 0 円
-----	------------

6.その他必要経費

・ 関東ブロック関係		
グループ保険	年2回	6,720円前後
・ 本会関係		
協同組合入会金		10,000円
協同組合月会費（毎月）		350円
山梨県柔道整復師会総合福祉保険（毎月）		1,000円

※詳細は山梨県柔道整復師会事務局までお問い合わせ下さい。

〒400-0032 甲府市中央四丁目12-21 甲府法人会館内
公益社団法人 山梨県柔道整復師会事務局
電話 055-232-5487
FAX 055-232-5482

会員の特典

当会の会員に対しては以下の特典が与えられます。

1. 山梨県知事との協定に基づく柔道整復師の医療受領委任制度を受けられます。
2. 保険審査会等に主体となって参加しており、正しい請求をするための定期的な健康保険取り扱い指導や、疑問や不安を解消するための保険相談を行っています。
3. 顧問弁護士、顧問税理士への相談が受けられ、交通事故の対応に苦慮した際には、顧問弁護士が対応する制度が完備されています。
4. 柔道整復師として施術を行う上で必要となる様々な情報を、どこよりも早く正確に伝えるためのホームページや年2回の機関誌「紅富士」発行と（公社）日本柔道整復師会の日整広報が年6回発行され配布しています。
5. 慶弔規定を整えており、福利厚生も充実しています。
6. 互助会、団体保険、賠償保険等への加入が可能で、会員個々が安全に仕事ができる環境が整備されています。
7. 当会で開催する学術講習会や症例発表会、レクリエーション等の行事に参加できます。
8. 地域の行政と深く関わり、防災活動をはじめ行政開催事業への参加をす

ることで、地域住民のための活動を積極的に行うことができます。

9. 柔道整復師賠償責任保険に団体加入できます。

※（公社）日本柔道整復師会の会員に限る

- 10. 医学書や画像集等の収蔵をし、会員に貸し出しを行っています。
- 11. 叙勲、大臣・知事表彰への推薦を行い、会務に功労のあった会員、永年会員等の表彰があります。
- 12. （公社）山梨県柔道整復師会の会員であることを示すオリジナルのプレート配布し、各会員の施術所にかけることで、当会の会員であることを明確に患者さんに知らせると共に県民にも「安心」のマークとして認知されてきています。
- 13. 上部団体である公益社団法人日本柔道整復師会をはじめ、他府県の社団とも常に情報交換や協力関係を維持構築しており、今後発展し得る介護分野や生活習慣病への対応にも準備を進め、新たな業権拡大にも努力しており、個人では不可能なことを、大きなネットワークで可能にすることができます。

○定率会費 前年度保険取扱額によって変わります。

(1)	0円～2,000,000円	0%
(2)	2,000,001円～7,000,000円	2.85%
(3)	7,000,001円～12,000,000円	2.95%
(4)	12,000,001円～17,000,000円	3.00%
(5)	17,000,001円～22,000,000円	3.05%
(6)	22,000,001円以上	3.10%

徴収は12ヶ月の分割徴収とする。

新入会者は前年度の保険取扱額の実績がないため、
1ヶ月 7,000円となります。

(例) 月50万円請求として、×12ヶ月 = 600万円
600万円×2.85% = (年額) 171,000円
(毎月) 14,250円